

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐 藤 勝 弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦 公司
(TEL. 06-6683-3101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、前期中に資本金が 5 億円を超えましたので、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会並びに会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 33 条 2 項(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 26 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 26 日(火)

以 上

〈別紙〉

定款一部変更 新旧対照表

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (号文省略) (新設) 17. ～23. (号文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～16. (現行どおり) <u>17. プライダルスクールの経営</u> 18. ～24. (現行どおり)
第3条～第27条 (条文省略)	第3条～第27条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役および監査役会
(監査役の設置) 第28条 当社は、監査役を置く。	(監査役および監査役会の設置) 第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。
第29条～第31条 (条文省略)	第29条～第31条 (現行どおり)
(新設)	(<u>常勤監査役</u>) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	(<u>監査役会の招集</u>) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(<u>監査役会の議事録</u>) 第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	(<u>監査役会規程</u>) 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第32条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(<u>監査役の責任免除</u>) 第33条 当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第38条 (現行どおり)
(新設)	2. <u>当社は、会社法第427条の第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置) 第39条 <u>当会社は会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任) 第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>